

令和7年度 第2回 稲城市子ども・子育て会議 議事録（要旨）

開催日時 令和7年10月10日（金）午後2時00分～午後3時30分

開催場所 マスヤビル2階 205号室

出席者

【委員】※五十音順（敬称略）

	氏名	区分	組織名
会長	市野 繁子	学識経験者	駒沢女子短期大学保育科教授
	藤野 由実	教育・保育施設関係団体	私立幼稚園代表 （コマクサ幼稚園園長）
	角田 亨	教育・保育施設関係団体	認定こども園代表 （学校法人子どもの森理事長）
	松田 葵	保健福祉関係機関	稲城市社会福祉協議会 （貧困に関する有識者）
	舟木 素子	保健福祉関係機関	東京都南多摩保健所 所長
	武田 洋子	福祉関係団体	稲城市民生児童委員協議会代表 （主任児童委員）
	鈴木 信隆	福祉関係団体	稲城市青少年委員 （青少年・若者に関する有識者）
	日野 智徳	子どもの保護者代表	稲城市立学校 PTA 連合会代表
	貝塚 紗世	一般公募	市民委員

※欠席委員：菅原 恵美子（教育・保育施設関係団体）、村上 容子（子どもの保護者代表）、平見 歩（児童福祉関係機関）

【事務局】 子ども福祉部長：岡野、児童青少年課長：佐藤、子育て支援課長：高井、子ども家庭支援センター課長：勝野、おやこ包括支援センター課長：蒔田、障害福祉課長：眞下、学務課長：涌田、生涯学習課長：小林、児童青少年課青少年係長：武内

配付資料 資料1 はなぶさ幼稚園の新制度幼稚園への移行（予定）について
資料2 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和6年度）
別添1 令和7年度第1回稲城市子ども・子育て会議の会議録

議事の要旨

1 開会

議案1 はなぶさ幼稚園の新制度幼稚園への移行（予定）について

子育て支援課長から、資料1に基づき説明があった。

委員からの意見・質疑応答は、以下のとおり。

委員	新制度幼稚園に移行してる幼稚園は稲城市内に他にこれまでの実績ではあるのか。
子育て支援	現在では、コマクサ・こまざわ・平尾わかば・はなぶさ幼稚園が現行制度幼稚園として残っており、はなぶさ幼稚園の新制度幼稚園への移行は市内で初めてとなる。

課長	
委員	わかりにくい人もいると思う。認定こども園でここにある認可定員と利用定員が、2 個書いてある。施設としては認可定員 350 人の設置基準で出していると、ただ、なぜ利用定員が出てくるかという、今までは私立高校以下は都道府県行政で、幼稚園の学校なので、国の助成として私学助成上で運営をしてきた。今度は、国のこども子育て支援制度という国の制度に乗って、自治体からの給付金ということで運営をしていくと。この規模に応じて単価が異なる利用定員という言葉が出てきている。 350 人の施設があるが、実際 135 人で運営していこうということで経営的にある程度の余裕が出てくるが、認可定員と利用定員の何が違うと話だが、運営する立場だと、給付金の精算根拠が、規模によっては金額が違うということになり、プラスになるという予想があるのかなと推測する。
子育て支援課長	平成 27 年の子ども・子育て支援制度について創設された仕組みで、従来バラバラだった認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に対する財政支援の仕組みの共通化というポイントになったと思う。給付については、公定価格と呼ばれている、国の人事委員会勧告等を対象にした積算で、色々な項目に積算規模があり、施設規模に応じた単価設定がされているものとなっている。
会長	どうして幼稚園が給付を受けるのか、給付制度というのも 1 号・2 号・3 号とあるが、少し一般の方はわかりにくい制度なのかなという風には思う。もし良ければご説明いただけたらと思う。
子育て支援課長	1 号・2 号・3 号と呼ばれている号の分け方だが、1 号は、3～5 歳までの教育認定となり、2 号は、3～5 歳までの保育認定、3 号は、0～2 歳までの保育の認定となる。新制度幼稚園は、基本的に 1 号の教育認定の対象になるところ。だが、制度として難しく、預かりに関して教育の必要性がある方については、新 2 号という言葉が出てきたことや預かり保育の日額上限が 450 円の給付があること等、通われている方には、なかなか馴染みがないと思う。 ただ、新制度幼稚園は、どうしても建学の精神、この部分についてはその現行のままとなるが、応談義務が発生するということで変わってくところがあるのかなと思う。
会長	この規模によって公定価格や利用者の人数も変わってくる。 今回初ということだが、現行の幼稚園という形で残っているところもあるので、こちらの園も今後そのような意向になる可能性もあるかと思う。 多摩市では、結構認定されているとお聞きしている。
子育て支援課長	多摩市では、1 番近いところだと諏訪幼稚園が新制度幼稚園に移行しているが、子ども・子育て支援新制度が始まった際の国の Q & A の中では、あくまでも私立園の意向に沿った形で、いつでも移行できる仕組みとなっている。国が実施したアンケートの中だと、どちらでお金がもらえるのかとか、新制度幼稚園に移行する事務手続き等で手間な部分が出てきてしまうことでなかなか移行が進んでいかないという認識ではある。
会長	これまでの私学助成金を受けた方がいいか、補助金を受けた方がいいか。
子育て支援	国のアンケート統計上は、まだ検討ができないといった回答が多くあった。

課長	
委員	新制度幼稚園に移行時は、保護者の負担金・保育料は今まで通りなのか。
子育て支援課長	基本的には、無償化となる。現行制度の幼稚園では基本的に2万5700円までとなり、その分の上乗せの部分は費用発生する。基本的は無償ではあるが、実費徴収分の教材費や施設整備費等は、園として保護者から徴収されなくなってしまうということを妨げるものではない。
委員	平尾には、はなぶさ幼稚園の他に平尾わかば幼稚園があるが、保護者の声として、こちらの方が園バスの維持費が若干安いというようなことがあるのか、私にはわからないのですが。
子育て支援課長	ここに関しては別の話にはなってしまうが、運営の中で、実際にどのような園バスを購入されてるとか、そのルートごとにかかる費用を園内で管理されてるのかなというところになる。
会長	昔は幼稚園と保育園・保育所という形でわかりやすかったが、幼保連携型にてこども園が出てきた。そういうことでは、新制度はとても複雑で説明があるように、お子様の状況に応じて、1号や2号や3号、あと預かりで、色々とかかるところも変わってきているので、本当に難しい制度だと思っている。 一般の方に少しわかりにくいので、ぜひ市役所の子育て支援課の方に色々とお伺いしてもらえたらと思う。
委員	無償化にしていい施設なのかどうなのかという審査だと思う。 申請をするには、建物の確認を全部行う。都の中でも、この申請ができないところもあり、書類が揃わないことや建物が違う等、色々な事情がある場合もある。 今回の場合には、全部整ったため、申請をしたが私学助成から公定価格に基づく給付の施設に切り替えるという。保護者にとっては、基本的には変わらないと思うが、経営する側にしては、利用定員で肯定感度が変わってくるので、経営的には少しは楽になるのではないかなという風に思う。
委員	移行した方が経営者としては楽になるのか、誰が得してるかがよくわからない。
子育て支援課長	幼稚園としての認可というのは、都の方で認可自体は取れている。この施設型給付に移行する確認ということで、特定教育・保育としての誓約書等・定款・寄付・寄付行為・その他登記事項証明・認可証・建物の関係や様々に申請書類が必要になるが、誰が得なんだというものはなかなか難しいところ。施設型寄付を行った時に、都のアンケートの中では、制度が複雑で事務手間があるというところでは、今まで慣れた私学助成の方が行いやすい等もあり、本当に認定こども園になるのであれば、例えば、認定こども園になった時には、保育認定のお子様と一緒に受けられる、幼稚園の中で受けられるという恩恵はあるが、この幼稚園に移行するとあれば、どちらがいいのかというのも、ただ市役所的に言うと、市役所としての持ち出しが出てしまうので、あまりというところはあるのかと思う。
会長	持ち出しというのか、国からの補助金が入る。この中で、お子様1人辺りに対しての金額が市に入るので、この中で運営をしなければいけない。市は、負担が掛かるかもしれない。そのため、一斉に登録している園がたくさんあるので、認定こども園でも3歳未満のお子様から預かっているところや新制度になってからのご縁とかもある。

	ただ、今回の場合には、幼稚園の形のまま運営が行えるということだと思う。
子育て支援課長	今回の子ども・子育て会議については、あくまでも人数で規模として 150 人となるが、135 人に縮減するということになった。市内では、3 歳以上であれば保育園も空いてる状況だが、幼稚園は全部が埋まってない状況であり、この人数を変更しても問題はないと認識している。 意見を伺いたく、今回、議案として提案しているところになる。
委員	新しい町もできて、小さいお子様も住まれていると思うが、それでも近隣の幼稚園を利用してもらえるとこの感じなのか。
子育て支援課長	基本的には坂浜平尾地区でも、確保提供と量の見込みの中では行っていけるという認識である。
会長	新制度に難しいところが多くあり、まだまだ一般的には、この制度が伝わるか難しい状況ではあるが、また何かあればご相談したく思う。

議案 2 第二次稲城市子ども・子育て支援事業計画実施状況一覧（令和 6 年度）について

事務局、児童青少年課・子育て支援課・子ども家庭支援センター課・おやこ包括支援センター課・障害福祉課・学務課・生涯学習課から資料 2 に基づき各担当課より説明があった。

委員からの意見・質疑応答は、以下のとおり。

委員	10 ページ、放課後子ども教室の令和 6 年度の実施状況で、開催回数が 242 回。 市内に 12 小学校があるが、12 小学校だと開催日数はもっと増えるのでないか。
生涯学習課長	回と記載しているが、ここは日数表記となり 242 日となる。 1 小学校に対する回数となる。
委員	7 ページ、発達支援センター事業について、施設の正式名称は何か。
障害福祉課長	施設名を稲城市発達支援センターの分室という名称で作っているが、事業所としてはレスポ稲城という事業所名で指定を取っている。 稲城市発達支援センターが平尾にあるが、市の委託事業で愛称としてレスポ稲城と呼ぶようになった。平成 25 年からレスポ稲城として親しんでもらえている。 ただ、分室を作るときに同じレスポ稲城でもよかったが、平尾と大丸で分けて使用することを考えたときに、愛称ではなく児童発達支援センターとなった。東京都の事業指定が必要なため、事業所名として使用したという形になる。 レスポ稲城が正式名称ではなく、条例上の正式名称は稲城市発達支援センターが正式名称となり、ただ、このまま稲城市発達支援センターを使用するのは、なかなか親しみにくいため、愛称としてレスポ稲城とした。大丸で作るときの正式名称も、条例上の名称にしてある。事業所名を指定として取るときの名称として使用している。
委員	児童発達支援センターあると言われても検索では出てこない。 大丸の施設がこの名称にしてるので、イコールとならない。
障害福祉課長	児童発達支援センター自体は、他市では、いくつも存在するような市もある。 それぞれに事業所名をつけ、児童発達支援センターという名称をつけていない他市もいっぱいある。都の障害児サービスの事業所の検索するときには、小児童型支援センターで検索してもらえたら該当すると思う。 検索で児童発達支援センターと名称で検索すると出ないかもしれないが、事業所の機能としては、各種色々な事業所名では検索で出てくると思う。 児童発達支援センターは、成人発達支援も実施しているため、児童発達支援センター

	機能を内包した、あくまでも発達支援センターの分室となる。 児童発達支援センターは、児童発達支援センター事業・児童発達支援事業と少し違い、児童発達支援の通称も行っていなければならないことや相談も行わなければならない等の地域の児童発達支援の中核を担うという機能が色々あり、そこを全部兼ね備えている必要がある。 ただ、一般的には、児童の相談に行きたい、もしくは通所に行きたいということで探すのは児童発達支援センターをそのままの名所で探す方は、ほとんどいない。そのため、通所事業所として探すときは、レスポ稲城で検索したら出てくる。もしくは都の事業所一覧から検索するときには、児童発達支援センターでも該当する。どう探すかで変わってはくるが、アプローチとしては支障ないかなと思う。
会長	あまり保護者としては、自分のお子様に目に見えて発達の異常や問題があるとは判断できないと思う。まずは心配で相談したいという場合には、通っている教育機関や保育施設に相談を行うと思う。 または、市役所に相談をし、その後紹介してもらうということになるかと思う。
委員	事業内容を各課から説明があったが、件数や数字が出てくる。 今後、件数は掲載していくものとなるのか。
事務局	この実施状況の表記の仕方については、語尾の統一性やまとめ方の統一性がないため気になるところではある。今後、統一性をもって記載していく方向性にしていく。
委員	実施状況となるので、できれば件数や数字の記載がある方がわかりやすいのかなという印象があった。
会長	できる限りこの報告の仕方についても同じようにできるように再度調整願う。

2 その他

委員からの意見・質疑応答は、以下のとおり。

委員	特に質問・意見なし。
----	------------